

川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業  
補助金交付事業者  
公募型プロポーザル募集要項

川西市教育委員会事務局  
教育推進部入園所相談課  
令和5年10月

## 1 募集の目的

川西市では、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る留守家庭児童育成クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の充実に向けて取り組んでいます。

近年、共働き世帯の増加などに伴い、留守家庭児童育成クラブの入所申請者は増加傾向にあり、これまでも定員拡大を図ってきましたが、現状においても施設が不足し待機児童が発生している状況にあります。

そこで今回、待機児童解消を図るため、また、多様なニーズに対応するため、待機児童が発生しており、今後も待機児童の発生が予測される校区において、川西市の補助を受けて令和5年度中に整備を行い、令和6年度から「民設民営留守家庭児童育成クラブ（以下、「民間クラブ」という。）」を運営する事業者（法人等）を募集します。

なお、選定にあたっては、放課後児童健全育成事業を基本としつつ、多様なサービスや多様な活動についても、積極的な提案を期待しています。

## 2 提案条件

### (1) 提案内容

民間クラブ（民間事業者が設置し、運営する放課後児童健全育成事業）の開設及び運営についての提案であること。

放課後児童健全育成事業は必ず実施した上で、「公設公営留守家庭児童育成クラブ（以下、「公設クラブ」という。）」では提供していない、午後7時以降の延長保育や長期休業期間中の午前8時以前の開所、長期休業期間中の昼食の提供<sup>1</sup>、送迎サービスなどの多様なサービスや、学習塾、各種スポーツ・アート活動などの多様な活動についても提案すること。

### (2) 開設時期

令和6年4月1日

### (3) 開設場所及び募集数

原則として、以下の①または②内に開設すること。

開設場所	校区となる地域（主な対象校区）	募集数
① 久代小学校区	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目・2丁目 ※加茂小学校区（南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目）からの受け入れも可とすること。	1か所
② 緑台小学校区 又は陽明小学校区	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台	1か所

### (4) 定員

1クラブ おおむね40人以下

<sup>1</sup>公設クラブでは、川西市立中学校給食センター事業者の自主事業による夏季休業期間中の昼食配食サービスを令和5年度から実施しています。今後、民間クラブでの実施の可否について検討等を行う予定としています。

## (5) 留意事項

- ・ 令和5年度中に開設準備をし、令和6年4月1日から運営を開始する民間クラブが対象となります。
- ・ 開設場所①・②ごとに、1者につき1か所まで提案することができます。なお、いずれか1か所のみ提案も可能としますので、2か所の民間クラブを開設・運営することが難しい場合は、1か所のみ提案としてください。
- ・ 審査は、開設場所①・②ごとに行います。審査の結果、適当と認められる提案がない場合は、1か所のみ選定、もしくは「選定なし」となる場合があります。

## 3 応募条件

### (1) 応募者の要件

以下の①～③の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 原則として、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有すること（法人設立中を含む）。
- ② 事業を継続的かつ安定的に実施するために、放課後児童クラブ、児童館、認定こども園、認可保育所、幼稚園、学校、放課後子ども教室又は放課後児童クラブ類似事業等のいずれかの運営実績があること又は、同等の能力があると認められること。  
なお、法人設立中の場合は、法人の前身となる個人又は団体の実績による。
- ③ 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
  - イ 川西市暴力団排除に関する条例第7条及び川西市教育委員会暴力団排除に関する条例施行規則に該当するもの（暴力団排除措置関連）。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしているもの。
  - エ 国税又は地方税を滞納しているもの。
  - オ 国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがあるもの。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。
  - カ 各種関係法令を遵守しないもの。

### (2) 提案事業の条件

以下の条件をいずれも満たしていることが必要です。

#### ① 放課後児童健全育成事業

- ・ 放課後児童健全育成事業開始届がただちに提出できる程度に、届出事項の各種要件を準備したうえで応募すること（補助対象者として決定後、すみやかに開始届を川西市教育長へ届け出ること）。なお、応募前及び開始届提出前には地域住民への説明を十分に行い、事業運営に支障をきたさないこと。
- ・ 多様な活動を求めているのは放課後児童健全育成事業以外の部分であることに留意のうえ、放課後児童健全育成事業に該当する部分に関しては、厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」「同解説書」に準拠し、公設クラブと同等またはそれ以上のものとする。

## ② 施設・設備等

- ・ 川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下、「基準条例」という。）を満たしているほか、建築基準法や消防法等、各種法令を遵守すること。
- ・ 専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養をするための機能を備えた区画）において、児童1人につき1.65㎡以上の有効面積を確保すること。
- ・ 応募時点で、放課後児童健全育成事業所（以下、「施設」と略す。）の整備が完了している必要はないが、補助金の交付決定後、民間クラブ開設前日までの間に施設の整備が完了すること。
- ・ 施設については、所有又は賃貸借等（賃貸借、使用貸借、地上権などにより、法的な占有権限があること）であること。
- ・ 施設を賃貸借等により確保する場合は、場所を特定していること。

※契約に至っていない場合も、契約書案や賃借料見積書、所有者との間でその物件で民間クラブを実施することについて合意ができていることを証明する書類を提出できる程度に準備すること。

## ③ 運営関連

- ・ 「川西市放課後児童健全育成事業の開設・運営の手引き」に沿った運営とすること。
- ・ 運営にあたっては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱等や市の補助金交付要綱を必ず充足する運営を行うこと。いずれかの要綱等を逸脱した運営をした場合、補助金の全部が支給されなくなる場合があるので留意すること。
- ・ 入所児童の募集・選考・決定は、事業者の負担において実施すること。ただし、利用手続等については、公設クラブに準じて実施すること。
- ・ 川西市の公設クラブの開設日に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。
- ・ 放課後児童健全育成事業の部分に関する育成料は川西市の公設クラブの開所時間に相当する部分は、公設クラブと同一の料金とすること。
- ・ 川西市の開所時間以上の時間を開所すること。
- ・ 放課後児童健全育成事業ではあるが公設クラブで提供されていない部分に関する利用料及び放課後児童健全育成事業に該当しない部分の費用については事業者の任意で決めることができる。
- ・ 育成料・費用については、放課後児童健全育成事業とそれ以外の部分について、育成料・費用をそれぞれ分けて示し、包括的な金額設定としないこと。
- ・ 放課後児童健全育成事業以外の部分については、その参加はできる限り保護者・児童の選択とすること。

参考：川西市の公設クラブの実施状況（令和5年10月時点）

休所日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日及び国民の祝日</li> <li>・お盆期間（8月11日から17日）</li> <li>・年末年始（1月2日、3日及び12月29日から31日まで）</li> <li>・気象警報発令時、災害時等</li> <li>・その他、市長が必要と認める日</li> </ul> <p>※令和6年度以降、年次的にお盆期間の開所日拡充を検討しています。</p>
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（授業のある日）：下校時～午後7時</li> <li>・平日（授業のない日）：午前8時～午後7時</li> <li>・土曜日：午前8時～午後5時</li> </ul>
育成料	月額7,500円 ※減免制度あり
延長育成料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後5時～午後6時30分：月額3,000円 ※減免制度あり （一時利用は児童1人につき1回600円）</li> <li>・午後5時～午後7時：月額4,000円 ※減免制度あり （一時利用は児童1人につき1回800円）</li> </ul>

#### ④ 川西市との関係

- ・ 平常時・緊急時に川西市と連絡を密に取り、市の子ども・子育て行政に協力できること。
- ・ 毎月の事業実施状況（例月報告）を、翌月の10日までに報告すること。
- ・ 新年度の入所児童は、入所予定児童を3月中旬までに決定し、入所者名簿を市に提出すること。その後も増減があれば、前述の例月報告で連絡すること。
- ・ 児童の名簿情報（個人情報）を市へ提供することについて、事業者側で予め保護者の同意を得ること。なお、放課後児童健全育成事業以外の部分のみ利用する児童が入所しても差し支えないが、放課後児童健全育成事業の入所児童数としてはカウントしないこと。
- ・ 補助金の申請書類及び必要書類の提出については、市から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査がある場合には必ず応じること。

#### ⑤ その他

- ・ 提案書に記載した事項は、補助対象者の決定を受けた場合、全て実施すること。ただし、市との協議により事業内容が変更となる場合がある。
- ・ 民間クラブで購入する物品・消耗品・おやつ等は極力川西市内で調達するように努めること。

## 4 応募方法等

### (1) 募集要項等の配布

原則、川西市ホームページからダウンロードしてください（窓口にて配布も可能）。

### (2) 質問受付と回答

【質問受付期間】令和5年11月10日（金）午後5時まで

【方法】本募集要項などについて質問がある場合は、別添の質問書を電子メールにて担当課まで提出してください。なお、提出された質問への回答は、令和5年11月17日（金）頃にホームページ上で公開します。

※ 募集要項の内容や民間クラブの運営などに関し、想定される主な質問とそれに対する回答を川西市ホームページに掲載していますので、そちらもご確認ください。

### (3) 応募書類の受付

【期間】令和5年12月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

【方法】あらかじめ日時を連絡のうえ、担当課へ持参又は郵送（締切日必着・消印日不可）してください。

※令和5年12月28日（木）午後5時を過ぎての窓口受付は不可。

## 5 応募書類

### (1) 応募書類の提出部数・留意事項

- ・ A4版縦型のフラットファイルなどでまとめ、正本（1部）、副本（6部）の合計7部提出してください。また、表紙及び背表紙には事業者名を記載し、応募書類の項目ごとにインデックスを付けてください。
- ・ 募集する開設場所につき1か所ずつ（合計2か所）の提案を行う場合は、一部の応募書類の提出が省略できます。応募書類の提出を省略する場合の提出方法は次の通りです。
  - ・ 「(2) 応募書類の内容」 項番8～14：提案施設1か所につき1部提出
  - ・ 「(2) 応募書類の内容」 項番1～7：提案事業者（法人等）1者につき1部提出
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 川西市から追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 応募書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。なお、今回提出された資料については、審査後に情報公開の対象となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とします。

### (2) 応募書類の内容

項番	提出書類	記入内容等
1	応募申込書（様式1）	ホームページからダウンロードのうえ、必要事項を記入すること（窓口にて配布も可能）。
2	法人の基本情報（様式2）	法人の名称、法人の所在地、代表者氏名、設立年月日、資産の状況（資本金又は基本財産）、職員数、連絡先（電話番号・メールアドレス）、担当者氏名

3	定款または寄付行為	最新のもの
4	納税証明書	最新のもの
5	同類又は類似施設の管理運営実績（様式3）	運営実績を示す書類を添付すること。
6	法人運営の理念等（様式4）	法人運営に関する基本的な考え方・理念 ※ 民間クラブのことではなく、あくまでも法人に関することを記載。
7	法人の予算書・決算書（任意様式）	直近の3年分（財務諸表及び内訳書）
8	資金計画・収支計画（任意様式）	令和5年度から3年分（民間クラブに関するもの）
9	基本情報（様式5）	民間クラブに関する以下の情報 ア 名称 イ 所在地 ウ 対象校区 エ 入所期間 オ 開所時間と休日（延長時間を含む）カ 定員
10	開設スケジュール（様式5）	補助対象者決定から開設までのスケジュール案
11	施設位置図（様式6）	近隣の状況が分かる地図等を添付すること。
12	施設配置図・平面図（様式6）	配置図・平面図は以下の事項が分かるものとする。 ア 施設の構造、建築年月日 イ 延床面積 ウ 各部屋の用途・各部屋の床面積（占有面積） エ 各部屋の有効面積（想定している家具等を仮に設置した場合の想定有効面積で可） オ 各部屋に設置する設備・家具等（主要なもののみで可） ※ ア～オの情報を1枚にまとめる必要はなく、複数枚に分かれても可
13	（所有の場合）施設の土地・建物登記簿 （賃貸の場合）賃貸借契約書 ※ 契約に至っていない場合、契約書案や賃借料見積書など	賃貸等の場合、所有者との間でその物件で民間クラブを実施することについて合意ができていることを証明する書類も添付すること。
14	提案事項（様式7）	ア 概要 どのような施設を運営したいのか等について、方針やイメージを記載。

		<p>イ 運営方針</p> <p>民間クラブ運営の具体的な考え方及び内容を記載  (例) 育成方針、年間行事予定、1日の生活の流れ、遊びの内容等</p> <p>※ 発達等障がいのある児童への対応・支援方法は、別頁で具体的に記載すること。</p> <p>※ 多様な活動やサービスの内容については別項で記載するので、イでは放課後児童健全育成事業の範囲内のことを記載する。</p> <p>ウ 職員配置案</p> <p>想定している職員配置及び勤務体制等。(全職員数も明記)  下記A～Cを含めて記載すること。</p> <p>A 職名(施設長・副施設長等)</p> <p>B 放課後児童支援員資格の有無</p> <p>C 常勤・非常勤の有無</p> <p>エ 支援等が必要な児童への支援方法</p> <p>発達等障がいのある児童への対応・支援方法について記載。</p> <p>オ 事故防止対策・感染症予防対策</p> <p>児童の事故防止対策や衛生管理、感染症予防対策等。</p> <p>カ 登所・降所に関する安全対策</p> <p>A 学校終了後民間クラブまでの安全な移動についての対策</p> <p>B 民間クラブ終了後、自宅までの安全な帰宅についての対策</p> <p>キ 危機管理について</p> <p>苦情対応、災害時の対応、不審者対応等、個人情報保護や虐待案件等への対応等。</p> <p>ク 連携について</p> <p>下記A～Cを含めて記載すること。</p> <p>A 保護者との連携 B 学校との連携</p> <p>C 近隣住民との良好な関係を維持するための方策</p>
--	--	--



		<p>ケ 入所基準</p> <p>定員を超える入所申請があった場合、どのような基準（優先順位）で児童を入所させるか、基準（案）を提示すること。</p> <p>コ 多様なサービスに関する提案</p> <p>公設クラブでは提供しておらず、かつ、習い事に含まれないもの。ただし、ここで提案したサービスは、補助金交付決定後、必ず実施しなければならない。</p> <p>（例）午後7時以降の延長保育、長期休業期間中の午前8時以前の開所、日曜日・祝日育成、長期休業期間中の昼食の提供、送迎サービス、スポット利用、中抜け利用等</p> <p>サ 多様な活動に関する提案</p> <p>いわゆる習い事に含まれるもので、かつ、日常育成（遊ぶ・くつろぐ・生活のために必要なことをする・自主的に活動する・静養する・生活の節目に行う行事等）にも含まれないもの。ただし、ここで提案した活動は、必ず実施しなければならない。</p> <p>（例）学習指導（塾的なもの）、語学、スポーツ、ダンス、音楽・芸術活動、クッキング、サイエンス、野外活動、通信教育等</p> <p>※ コとサのどちらに属するか、判断つきかねる事項については、コとサのどちらに記入しても可。</p> <p>シ 育成料とは別に保護者から徴収する費用</p> <p>放課後児童健全育成事業に関する部分、コに記載した多様なサービス、及び、サに記載した多様な活動それぞれの費用を分けて示すこと。</p>
--	--	---

## 6 補助対象者の選定

### (1) 審査体制

市が設置する「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者公募型プロポーザルに係る審査委員会」にて、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日時等は、応募書類受付期間終了後に、市から書面にてお知らせします。(令和6年1月中旬予定)

### (2) 審査の内容

補助対象者は、主に以下の内容を審査し、選定します。なお、③については、以下の審査項目と配点に基づいて選定を行います。

- ① 提案内容が、各種法令・各補助金要綱等に適合していること
- ② 本募集要項「3 応募条件」を満足していること
- ③ 応募書類の記載内容・提案内容

審査項目	配点	審査事項	審査の視点	
法人に関する事項	20	10	運営の健全性、安定性	・財務状況が健全で、安定・継続してクラブ運営できるか
		10	事業実績	・事業者(法人設立中の場合は、法人の前身となる個人又は団体)の育成クラブ(類似事業含む)の運営実績が豊富か
育成クラブの実施体制	70	5	事業の運営に係る概要と方針	・クラブ運営の方針や考え方などが放課後児童健全育成事業に理解があり、魅力的なものか。
		5	事業所立地条件	・利用者(児童・保護者)が使いやすい場所、立地条件か
		5	専用区画	・専用区画(児童1人につき1.65㎡以上)は十分に確保したうえで、室内レイアウトなど児童が心地よく過ごせる工夫がされているか
		10	配置する支援員の資質	・支援員の資質(経験や資格)及び資質向上への取り組み(研修など)は適正か ・職員配置計画や人材確保計画は適正か
		10	支援等が必要な児童への支援方法	・発達等障がいのある児童などへの受け入れや支援方法は適正か
		5	事故防止対策・感染症予防対策	・利用者の安全確保のため、事故防止対策や衛生管理や感染症予防対策等が適正か
		5	登所・降所に関する安全対策	・学校からクラブまでの送迎方法は適正か ・保護者が安心して利用できる方法か
		5	危機管理のための方策	・苦情対応、災害時の対応、不審者対応等、個人情報保護や虐待案件等への対応等の方法は適正か
		5	他の関係機関との連携	・川西市、保護者、学校との連携や、近隣住民との良好な関係を維持するための方法・考え方は適正か
		5	入所基準	・基準は明確でわかりやすいか
		10	独自事業等に対する提案	・放課後児童健全育成事業以外のものや、市で行っていない多様なサービス・活動は、実現可能性があり実施できるか
その他	10	5	事業の広報、周知に係る方策	・市民への事業実施についての周知は適切か
		5	事業運営に対する意欲、熱意等	・提案内容は魅力的なものか
合計	100			

## 7 結果の通知

審査結果は、応募事業者に文書で通知します。

## 8 補助金額

補助対象者には、開設準備経費として1事業所につき最大1,260万円を補助します。

開設準備経費は、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなどの既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））に使用できます。建物の建設費や土地の購入費は対象となりません。

また、補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはなりません。

※ 令和6年度の運営費の補助金額については、「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱」を確認してください。（年4回に分割し、支払い予定）なお、令和5年10月時点で、本要綱は「令和5年度」補助金の金額を記載したものとなります。例年4月頃に国の補助基準が変更となりますので、変更後改めてご案内します。

## 9 その他

応募にあたっては、「放課後児童健全育成事業の実施について（こども家庭庁成育局長）」「川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付要綱」、「川西市補助金等交付規則」、「川西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例（及び施行規則）」「川西市放課後児童健全育成事業開設・運営の手引き」「川西市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」も確認してください。

また、公設クラブの入所手続きについては、「令和6年度入所のしおり」をご覧ください。なお、追加情報がある場合は、随時、川西市ホームページに掲載します。

## 10 提出先・問合せ

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（留守家庭児童育成クラブ担当）

〒666-8501 川西市中央町12番1号（3階7番窓口）

電話：072-740-1215 ファクス：072-740-1339 E-mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp